

用語集

以下の用語については、中間論点整理の文脈に即して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではない。

あ

アユ冷水病 アユが細菌(フラボバクテリウム・サイクロフィラム)に感染して起きる感染症。主な症状は、鰓(エラ)や内臓の貧血で、体側や尾部に潰瘍症状(いわゆる穴あき)を示すものも多い。我が国では昭和62年に徳島県で初めて確認されて以来、全国の河川で被害が発生しており、アユ漁業に多大な影響を与えているため、国、都道府県、(独)水産総合研究センター、全国内水面漁業協同組合連合会等の連携により、科学的知見を踏まえた指導・普及とともに、ワクチンの実用化等の研究を推進している。

磯焼け 海洋環境の変化や藻食性動物の影響などによって藻場が大規模に消滅し、岩肌が表れ焼け山のような状況となり、その状態が継続し藻場が回復しないものは「磯焼け」と呼ばれている。水産庁のアンケート調査によると、現在、沿岸に隣接する27の都道府県で磯焼けが発生・進行している。

色落ち対策 色落ちとは、プランクトンの大量発生等により、海水中の栄養分が少なくなり、ワリの色が黄色く変色してしまい、商品価値が失われる現象。対策として、プランクトンの発生状況を調査・予察し、網の張り込み時期の決定等の養殖管理に活用する技術の開発やダム貯水の弾力的放流による栄養分の漁場への供給の試みが行われている。

か

外来魚・カワウ被害 外国から国内に持ち込まれた外来魚であるブラックバス、ブルーギル等は、繁殖力が強いことからほぼ全国に分布が拡大し、在来生物を大量に捕食する被害が生じている。こうした被害を防ぐため、法律(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)によりブラックバスやブルーギル等の放流や移動は規制され、駆除が行われている。

カワウは河川部や湖沼に生息する魚食性の大型鳥類であるが、近年生息数、生息場所が急増し、各地でアユやウグイを大量に捕食して漁業被害を引き起こしており、追い払いや一定数の駆除が行われている。

基礎生産力 植物プランクトンなどが光合成により有機物を合成することにより、単位時間・単位面積あたりに生物量が増加する割合。

行政改革の重要方針 行政のスリム化、効率化を一層徹底する観点から、さらに推進すべき行政改革の重要課題について取りまとめ、平成17年12月24日に閣議決定されたもの。

特別会計改革については、複数ある特別会計を統合、独立行政法人化・一般会計化等することにより、当面1/2～1/3程度に減少させ、事業類型が近似している農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計については、両特別会計の統合を含めその在り方を平成20年度末までに検討することとされている。

漁協の組合員資格 法律上、漁協の組合員資格は、漁協の地区内に居住し、かつ、漁業を営む又は、それに従事する日数が、年間90日から120日の間で漁協の定款に定められた日数を超える者等に対して認められることとされており、新規加入希望者を含め、個々人の資格の有無については、各漁協が判断する。

漁協合併促進法	正式名称は「漁業協同組合合併促進法」で、漁業協同組合(以下「漁協」という。)の合併の促進に関する基本的な構想及び漁協の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、漁協の合併についての援助や合併後の漁協の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁協の合併の促進を図ることを目的としている。
漁業共済制度	漁業共済は、台風災害等の不慮の事故又は異常の事象によって漁業者が受ける損失の補てんを漁業共済団体が行うことにより、漁業経営の安定に貢献。漁船漁業を主な対象とする漁獲共済、魚類養殖を主な対象とする養殖共済、貝類・藻類養殖を主な対象とする特定養殖共済、養殖施設、定置網等を主な対象とする漁業施設共済の4共済を実施。漁獲共済、特定養殖共済は生産金額に着目した収穫高保険方式、養殖共済、漁業施設共済は物損保険方式を採用。
漁業権	漁業権は、漁業を営むことを権利の内容とするものであり、都道府県知事より許認可がなされるものであり、貸付の禁止、担保権の設定・実行の制限、移転の制限など自由な処分が禁じられている。本文では、漁業権の許認可の状況により、密に漁業が営まれている地域と、疎に漁業が営まれている地域があることを問題点としてあげている。
漁港漁場整備法及び同法に基づく長期計画	<p>漁港漁場整備法とは、水産業の健全な発展と水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業(漁港の整備等を図るための事業並びに魚礁の設置、水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場の保全のための事業)を総合的かつ計画的に推進すること等を定めたもので、平成13年に従来の「漁港法」が一部改正され、「漁港漁場整備法」として成立。</p> <p>また、同法に基づく長期計画とは、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき作成される漁港漁場整備長期計画(漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に実施するために定める長期の計画)で、計画期間(5ヶ年間)における漁港漁場整備事業の実施目標と事業量を定め、閣議の決定を受けることとされているものである。</p>
共済事業	漁協が行う事業の一つで、漁協が組合員やその家族、地域住民の暮らしを保障するための事業。ケガや病気等による生活上の危険を保障する普通厚生共済、火災等による建物や家財の損害を補償する火災共済などのメニューがある。
(ノリ養殖業の)協業化・委託加工・共同利用化	<p>協業化、委託加工、共同利用化はいずれもノリ乾燥機等の機械・施設の効率的な利用を通じてコストを削減する方法である。</p> <p>協業化とは、複数の養殖業者がグループを作って、機械・施設を共有して作業すること。</p> <p>委託加工とは、海上作業は各自が行い、陸上での干ノリへの加工を漁協等に委託すること。</p> <p>共同利用化とは、複数の養殖業者が機械・施設を共同で利用すること。</p>
組合員の定数要件	現在、漁協が存続するためには、20名以上の組合員が所属していなければならないことが法律で定められている。定数要件の強化とは、この定数を20名からさらに引き上げることである。
コイヘルペスウイルス病	マゴイとニシキゴイに発生するウイルス病であり、死亡率が高く、持続的養殖生産確保法に定める特定疾病として、同法に基づくまん延防止措置の対象となっている。我が国では、平成15年11月に霞ヶ浦で初めて確認され、以来、平成18年6月末現在までに、全国のコイ養殖経営体の約9.3%、1・2級河川水系の約3.6%で感染コイが発見されており、各都道府県において移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置がとられるとともに、(独)水産総合研究センターを中心にワクチン開発を含め、同病の診断・防疫技術等の研究開発を推進している。

公海域等	「公海」とはいずれの国の排他的経済水域、領海又は内水にも含まれない海洋の部分を用いる。国連海洋法条約は、公海漁業の自由を原則とする一方で公海における生物資源の保存・管理についての相互協力を締約国に対して一般的に義務付けるとともに、マグロ類等の高度回遊性魚類資源については、沿岸国及び漁業国が排他的経済水域の内外を問わず当該資源が存在する水域全体を対象として保存・管理に協力することを義務付けている。従って、マグロ資源の国際管理が行われる「公海域等」とは、当該資源が存在する公海、排他的経済水域、領海及び内水を指す。
購買事業	漁協が行う事業の一つで、組合員の事業や生活に必要な物資（漁業用燃油、漁網、養殖用の飼料など）を漁協が一括購入して組合員に供給する事業。
国連海洋法条約	海洋に関する国際連合条約。沿岸国は原則として、領海基線より200海里の範囲内の水域（領海を除く）において、排他的経済水域を設定することができ、その水域における主権的権利を行使することができる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有することなどを規定。我が国は平成8年に批准。
さ	
暫定水域等	日韓、日中間の排他的経済水域の境界画定について合意が得られるまでの間の暫定的取極として、相手国の漁船の取締り等を行わないこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
資源回復計画	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための減船、休漁等の漁獲努力量の削減、種苗放流等による資源の積極的培養、漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置等を実施。
資源評価	調査対象魚種又は系群（遺伝的構造が同一か、分布域等が同一である資源の最小構成群）について、漁獲調査や生物学的調査により得られたデータに基づいて資源の特性や資源量を解析し、資源の水準、動向及び漁獲が資源に与える影響を評価すること。
自給率目標	漁業生産の面及び水産物消費の面において、関係者が取り組むべき具体的な課題を明らかにした上で、これらの課題が解決された場合に実現可能な漁業生産量及び消費量の水準を、持続的生産目標、望ましい水産物消費の姿として提示し、に対するの割合のことを自給率目標として設定。 平成14年3月の水産基本計画策定時には、平成24年の持続的生産目標を682万トン（魚介類全体）、望ましい消費の姿を1,037万トン（魚介類全体）として設定し、自給率目標を66%としている。
種苗放流	魚介類は多くの卵を産むが、卵から稚魚になるまでの時期に、他の魚による捕食などにより、その多くが死亡してしまう特性がある。この時期を人の手で管理し、生存力が高い大きさまで飼育した稚魚（種苗）を天然の水域に放し、自然の生産力を活用して水産資源を増やす取組を「種苗放流」という。現在、さけ、まだい、ひらめなど約80種の魚介類を対象に種苗放流の取組が行われている。

食育	様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
信用事業	漁協が行う事業の一つで、漁協が組合員に資金の貸付けを行ったり、組合員の貯金等の受入れなどを行う事業。現在、信用事業が健全に運営され、その破たんを未然に防ぐため「1県1信用事業責任体制」によって運営体制の強化を図るなどの取組がなされている。 (1県1信用事業責任体制とは、[1]1県1漁協(県内の漁協すべてが合併し、合併後の漁協において信用事業を実施)、[2]統合信漁連(信漁連が県内漁協すべてから信用事業を譲り受け、信用事業を実施)、[3]再預け転貸方式(漁協が組合員から預かった貯金は信漁連に預け、逆に組合員に貸し出すときは信漁連からの借入金を転貸する方式)等による信用漁業協同組合連合会を中心とした複数漁協体制のいずれかにより、県域において一体的に信用事業が運営される体制。)
水産基本法	水産に関する施策について、基本理念とその実現を図るのに基本となる事項を定める法律として、沿岸漁業等振興法に代わって、平成13年6月に制定されたもの。 基本理念として、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展を定めるとともに、この実現を図るため、水産基本計画を策定することや、それぞれの分野について講ずべき施策を定めている。
水産基本計画	水産基本法に基づいて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画で、情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。 平成14年3月に定められた計画には、今後10年程度を見通して、水産物の自給率の目標や政府が講ずべき施策などが定められている。
水産業・漁村の有する多面的機能	水産業・漁村が果たしている、国境監視、海難救助などの「国民の生命・財産の保全機能」、陸域から海に流出した栄養塩類を漁獲を通じて海から回収する「物質循環の補完機能」、藻場・干潟の維持・管理、海岸清掃、油濁等汚染源の除去、植樹等による「生態系と海域環境保全機能」、体験学習、交流イベント、文化の創造・継承等の「交流などの場の提供の役割」などについていうものであり、平成16年8月の日本学術会議答申にてその内容が明確化されている。
た	
トレーサビリティシステム	食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に資するもの。 国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化された。 これに対し、国産牛肉以外の食品全般については、トレーサビリティシステムの導入は任意であり、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組に対する支援が行われている。

地域漁業管理機関	ある一定の広がりをもつ水域(例:インド洋)の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。 カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)等がある。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定。
----------	---

は

買参権の開放・取得	買参権とは、水産物産地市場の場合、生産者が市場に水揚げした魚介類を、卸売人を通じて購入する権利のことであり、一定の資格(法令資格、実績、保証金など)を有することにより、市場開設者から買参権を取得することができる。 多くの産地市場では、買受人の新規参入が必要以上に制限され、十分な数の買受人がないため、公正な価格形成と水産物の安定供給に支障をきたしているとの指摘がある。制度上は、開設者の権限により買受人の新規参入は可能となっているが、競争激化を嫌う既存業者の反発に配慮し、権限を行使できないとの声がある。
-----------	---

排他的経済水域等	排他的経済水域、領海、内水及び大陸棚のことをいい、水産基本法において水産資源の適切な保存及び管理を図るため、必要な施策を講ずるものとされている。 排他的経済水域:沿岸国の海岸線の外側 200 海里(約 370km)までの海域(領海を除く)であり、この海域においては生物資源、海底資源の採取や管理等限定された事項に関して、沿岸国の主権的権利が及ぶ。 領海:海岸線からその外側 12 海里(約 22km)までの海域で、沿岸国の主権が及び、領土と並んで国家の領域の一部である。 内水:領海基線(海岸線)から陸地側の水域で沿岸国の主権が及ぶ。 大陸棚:沿岸国の海岸線からその外側 200 海里(約 370km)の線までの海域(領海を除く)の海底及びその下。なお、大陸棚においては、天然資源の開発等に係る主権的権利、人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権などの権利が認められている。大陸棚は原則として海岸線から 200 海里だが、地理的条件等によっては海洋法条約の規定に従い延長することが出来る。
----------	---

販売事業	漁協が行う事業の一つで、組合員の漁獲物、その他の生産物を販売する事業。
------	-------------------------------------

フードシステム	一般に食品供給の行程と訳され、食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の行程のこと。
---------	---

ま

藻場・干潟	「藻場」とは海藻が多く繁っている場所であり、「干潟」とは遠浅で海が満ちれば隠れ、引けば現れるような砂や泥の場所である。これら藻場・干潟は、栄養分(チッソ・リン)などを取り込み、水をきれいにする働きがあり、魚の産卵や生育の場所となっている。しかし近年、「磯焼け」と呼ばれる大規模な藻場の喪失や干潟の水質浄化機能の低下が全国的に広がっているところである。
-------	---

や

遊漁

「遊漁」とは、いわゆるレクリエーションのために行う釣りや潮干狩等の営利を目的としない水産動植物の採捕等を意味したものである。

また、船舶を利用した遊漁の一つとして「遊漁船業」という事業があり、これは船舶により乗客(遊漁者)を漁場に案内し、釣りその他の方法で水産動植物を採捕させる事業である。「遊漁船業者」は、漁業者の兼業も多く、全国に約1万8千業者存在しており、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な規制が行われている。

(ノリ養殖業の)輸入枠の段階的な拡大

我が国は、ノリを始めとする一部の水産物に対し、外国為替及び外国貿易法に基づき、輸入割当(IQ)制度を設けている。

その割当については、毎年、国内の需給状況等を勘案し設定しているが、ノリについては、韓国、中国に対し国別割当を行っていることから、この両国との協議の結果も反映して枠の量を決定している。

2006年1月、韓国との間において、10年後(2015年)12億枚まで韓国からの輸入割当枠を拡大することが合意されている。

アルファベット

EPA交渉

EPAは、経済連携協定といい、Economic Partnership Agreementの略称。特定の二国間又は複数国間で、地域のヒト、モノ、カネの移動自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする交渉。

FAO

正式名称は「国際連合食糧農業機関 Food and Agriculture Organization of the United Nations」。世界的な農業、漁業及び食料問題に責任を有する国連専門機関として1945年に設立。本部はローマ。

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析・重要管理点)の略。食品安全上重要な危害要因(有害な微生物や化学物質等)を同定し、評価し、制御するシステム。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている。

IUU漁業

国際的な資源管理の枠組みを逃れて操業する漁船。

IUUとはIllegal Unreported and Unregulated(違法、無報告、無規制)の略称。

WTO交渉

WTOは、世界貿易機関(World Trade Organization)の略。WTOは、GATT(自由貿易の促進を目的とした国際協定)を発展的に引き継いだ組織である。現在は、2001年11月にカタルドールで行われた閣僚会議で採択されたドーハ開発アジェンダ(GATT時代から数えて通算九回目の多角的貿易交渉)の結果に基づき、農産品・非農産品の関税削減等について交渉中。市場アクセス(関税引き下げ等を目指す交渉)では、物品により二つの交渉グループ(米・肉・野菜等の農産品を対象とした農業交渉、鉱工業品を対象とした非農産品市場アクセス交渉の二つ)に分かれて議論されている。水産物については、非農産品市場アクセス交渉で関税及び非関税措置について議論が行われ、ルール交渉で漁業補助金の規律について議論が行われている。

【中間論点整理における用語索引】

用語	中間論点整理の 参照ページ	用語	中間論点整理の 参照ページ
あ行		た行	
アユ冷水病	P12	トレーサビリティシステム	P13
磯焼け	P3,5,14,	地域漁業管理機関	P7
色落ち対策	P11		
か行		は行	
外来魚・カワウ被害	P12	買参権の開放・取得	P9,12
基礎生産力	P5,14	排他的経済水域等	P2,5,6,14
行政改革の重要方針	P10	販売事業	P8,9
漁協の組合員資格	P9	フードシステム	P12
漁協合併促進法	P8		
漁業共済制度	P8,10	ま行	
漁業権	P11	藻場・干潟	P3,5,14,16
漁港漁場整備法及び同 法に基づく長期計画	P14		
共済事業	P9	や行	
(ノリ養殖業の)協業化・ 委託加工・共同利用化	P11	遊漁	P11
組合員の定数要件	P9	(ノリ養殖業の)輸入枠の 段階的な拡大	P11
コイヘルペスウイルス病	P12		
公海域等	P7	アルファベット	
購買事業	P9	EPA交渉	P2
国連海洋法条約	P5	FAO	P6
		HACCP	P14
		IUU漁業	P7
		WTO交渉	P2
さ行			
暫定水域等	P6		
資源回復計画	P6		
資源評価	P2,7		
自給率目標	P4		
種苗放流	P6		
食育	P4,14		
信用事業	P9		
水産基本法	P1		
水産基本計画	P1		
水産業・漁村の有する多 面的機能	P3,5,15,16		